

2021 年度事業計画書

基本計画

観光は経済成長のみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関 (UNWTO) によれば、2020年の世界全体の国際観光客到着数は速報値で前年比74%減の3億8100万人となった。アジア太平洋地域においては、前年比84%減の5700万人と新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を最も受けた地域であると言える。我が国の2020の年間訪日外国人旅行者数(推計値)についても、前年比87%減の412万人となった。

このように2020年は世界の観光史上にとって最悪の年となり、輸出収入は2009年の世界経済危機の際の11倍以上にあたる約1.3兆米ドルの減少となった。この危機により、観光にかかわる1億から1億2000万人の雇用が危機にさらされ、特に中小企業における影響は深刻である。

最新のUNWTO 専門家委員会の調査によれば、2023年より前にはパンデミック以前の水準には戻らず、2023年以降にようやく2019年の水準に戻り始めると回復の見通しを予測している。

こうした危機を経た観光の将来像を描くためには、ニューノーマルとしての「持続可能性」が重要な要素となる。経済のみならず、社会・文化、環境の観点からもより強く、持続可能な回復が求められている。

以上のような観光を取り巻く現状を踏まえ、国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所 (以下「駐日事務所」という。) は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、賛助加盟員等のニーズに応え、同地域においてより一層の観光の回復及び持続可能な観光の実現を図るために、UNWTO の地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

このため、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の2021年度事業計画では、昨年度に引き続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、駐日事務所が実施するアジア太平洋地域 (日本国内を含む) における持続可能な観光の推

進のための活動に対する支援を行う。併せて、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援を行うこととする。

具体的な基本方針は以下のとおり。

基本方針

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

駐日事務所がアジア太平洋地域（日本国内を含む）における持続可能な観光の推進のために実施する次の活動に対して支援を行う。

UNWTO が提供する International Network of Sustainable Tourism Observatories（INSTO：持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク）等の枠組みを活用し、地域が主体となった持続可能な観光地域経営に対する取組を支援、促進する。

また、観光危機管理の分野において、昨年度、観光庁と連携し作成した「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」等を活用し、災害に対して減災から復興までを実施できる、地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備を促進する。

観光に関する学術的調査・研究に資するために、UNWTO の観光統計や出版物を日本語に翻訳してウェブサイト等で公表するとともに、昨年度実施した調査研究の結果をシンポジウム等で報告し周知する。

UNWTO や UNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営に積極的にかかわることにより、国内外の観光関係者に観光に関する様々な研究や取組に接する機会や議論の場を提供する。

併せて、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組、ウェブサイト等による情報発信などを実施する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

駐日事務所が関西圏（奈良県奈良市）に所在している意義として、日本が国家体制を

整備した奈良時代に遡る文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTOのネットワークを介して奈良から関西、その周辺地域、更には日本全国、アジア太平洋全域に至る地域に観光地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元地域に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高等学校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業や、国際交流サロンの運営、当財団のウェブサイト等による当財団賛助会員（地方公共団体を含む）の観光に関する事業の情報発信を行う。

以上の基本方針に基づく、今年度の事業計画は以下のとおり。

事業計画

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（2）、（4）、（5）、（6）】

1 持続可能な観光促進支援事業

駐日事務所が実施する持続可能な観光を促進する活動を支援する。

（1）持続可能な指標型観光地域経営の推進

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOは、International Network of Sustainable Tourism Observatories（INSTO：持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク）を推進し、持続可能な観光指標を用いた継続的なモニタリング活動（計測・評価・分析）及び政策へのフィードバックを通じて、世界の観光地における政策形成を支援している。

このINSTOの枠組みを活用するなど、我が国及びアジア太平洋地域において、経済のみならず社会・文化、環境にも配慮したエビデンス・ベースの持続可能な観光地域経営の普及・啓発に関する活動を支援するとともに、奈良県や岐阜県等の国内の具体的地域と連携し、地域が主体となった持続可能な観光地域経営に対する取組を支援、促進する。

（2）持続可能な観光促進に関するシンポジウム・セミナーの開催及び関係者の連携促進

[公益目的支出計画継続事業1（ロ）]

- ① 2021年度から、（一財）運輸総合研究所と共同し、「持続可能な指標型観光地域経営の手引き」を作成しているところ、その取組の成果を報告するシンポジウムを観光庁及び（一財）運輸総合研究所とともに開催する。

開催時期：2021年9月

場 所：東京

- ② 日本の各地域において、持続可能な指標型観光地域経営に向けた実践的取組を促進すべく、地方公共団体、DMO、観光関連事業者の職員等に向けたセミナーの開催を支援する。

開催時期：2021年下半年期

場 所：各地方運輸局所在地

- ③ 奈良県が2022年に開催予定の「UNWTO ガストロノミーツーリズム世界フォーラム」の国内開催候補地として選定されたことを踏まえ、奈良県と共催し「ガストロノミーツーリズム」をテーマとするシンポジウムを開催する。

開催期間：未定

場 所：奈良

(3) 地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備促進

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

昨年度、観光庁と連携して作成した「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」等を活用した、駐日事務所による国内外の地方公共団体・DMO・観光協会・観光関連事業者に対する啓発業務を支援する。

2 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所が実施する観光統計等の公表や観光学術調査の報告を支援する。

(1) UNWTO の観光統計や出版物の日本語訳と公表

[公益目的支出計画継続事業1 (イ)]

UNWTO が公表している観光統計や研究成果に関する出版物を、駐日事務所が適時適切に日本語に翻訳して公表する取組を支援する。

観光統計については、UNWTO Tourism Highlights 及び World Tourism Barometer 等の出版物の中でニーズの高い分野を中心に、その概要の日本語訳をウェブサイト等で公表する。

(2) 太平洋島嶼国の観光振興に関する支援事業 [公益目的支出計画継続事業1 (イ)]

特に、太平洋島嶼国は観光産業への依存度が高く、観光振興は当該地域の経済発展の鍵となっており、UNWTO にとっても大きな課題となっている。

については、駐日事務所と連携し、昨年度実施した「太平洋島嶼国調査：持続可能な観光振興と商品開発」について、南太平洋観光機関、太平洋諸島センターとシンポジウム（オンライン開催、6月予定）を共催し、調査結果を国内外に報告、周知する。

また、コロナ禍で大きな打撃を受けている太平洋島嶼国の観光回復を支援すべく、各国の回復に向けたベストプラクティスをまとめた画像教材を制作する。

3 UNWTO 及び UNWTO 関連国際会議等への参加・運営支援 [UNWTO 会計]

駐日事務所が UNWTO や UNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営にかかわる

ことにより、国内外の観光関係者が観光に関する様々な研究や取組に接する機会及び議論の場を提供することを支援する。

① 第32回 UNWTO 東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UNWTO では、各加盟国は地域ごとに設けられている6つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の2委員会は合同で毎年開催され、UNWTO の加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

開催期間：2021年9月（予定）

場 所：スリランカ コロンボ

② UNWTO 総会

総会は2年ごとに開催されるUNWTOの主要会合であり、予算や事業計画を承認し、観光分野にとって重要度が高いテーマが議論される。

開催期間：2021年10月（予定）

場 所：モロッコ マラケシュ

③ UNWTO アジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間：2021年10月（予定）

場 所：カンボジア

④ 世界 INSTO 全体会議

開催期間：2021年10月（調整中）

場 所：スペイン マドリッド

⑤ 第6回 UNWTO ガストロノミーツーリズム世界フォーラム

昨年の同時期に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本年に延期された。

開催期間：2021年11月1日～3日（調整中）

場 所：ベルギー ブルージュ

⑥ ツーリズム EXPO ジャパン

ツーリズムEXPOジャパンでは、持続可能な観光分野における優れた取組を表彰することを目的として、ジャパン・ツーリズム・アワード（審査委員長：UNWTO駐日事務所代表 本保芳明）を実施しており、地域社会の課題解決・価値向上を進めている国内外の団体・組織・企業に対し、「UNWTO倫理特別賞」が授与される。

開催期間：2021年11月25日～11月28日

場 所：大阪

4 世界観光倫理憲章の普及・促進支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択された。また、UNWTOは、2019年9月に開催された第23回UNWTO総会において、すべての国連公用語に関する観光倫理条約（UNWTO Framework Convention on Tourism Ethics）を採択した。UNWTOの設立以来、国際条約の採択は初となり、UNWTOは各国に対し、同条約を批准するよう促進している。

UNWTOは2011年から「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」に取り組み、駐日事務所の働きかけにより、日本では現在、民間5団体15社が誓約に署名を行っている。

今後も、駐日事務所が実施する、持続可能な観光の推進に取り組む企業・団体に署名を促進するための取組を支援する。

5 UNWTO 及び駐日事務所の情報発信支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が実施する情報発信を支援する。

① 駐日事務所のウェブサイトを通じた情報発信の強化

駐日事務所のウェブサイトの運営を通じて、駐日事務所の発信力を強化し、UNWTO 及びUNWTO 賛助加盟員の情報発信を支援する。今年度から新たに海外向け（主にアジア・太平洋地域）の英語版ウェブサイトの運用も開始する。

② 会議、セミナー、シンポジウムにおける情報発信

国内外の会議、セミナー、シンポジウムの講演において、UNWTO の活動や持続可能な観光について情報発信することを支援する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

[当財団定款第4条（3）、（7）]

1 国際人材育成支援事業

高等学校・大学、国際団体における講義・講演への当財団職員の派遣や、UNWTO 関連イベントへの参加機会の創出により、若年層の UNWTO の活動や持続可能な観光に関する理解の増進、国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援する。

2 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行う。

3 当財団のウェブサイト等を通じた情報発信

当財団のウェブサイトを通して当財団の活動や当財団賛助会員（地方公共団体も含む）の観光に関する事業の情報発信をより適時適切に行う。

なお、当財団賛助会員等に駐日事務所や当財団の活動を紹介している APTEC 通信及び APTEC ニュースレターにおいても、賛助会員の情報発信を同様に行う。

以 上